

東大阪市地域防災計画（令和7年度修正）の概要等について

1. 概要説明

本市では、災害対策基本法に基づき、本市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めた「東大阪市地域防災計画」を策定しています。災害対策基本法上、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされています。

2. 計画策定の根拠

市は「災害対策基本法 第42条第1項」に基づき、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害に係る基本理念を定め、国・地方公共団体等の必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする地域防災計画の策定が義務付けられています。

3. 地域防災計画（令和7年度修正）について

大阪府の「南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン」作成に伴い、本市の地域防災計画にも反映しました。

- ・令和6年8月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく制度運用開始後初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを受け、大阪府がガイドラインを作成しました。
- ・ガイドラインでは南海トラフ地震臨時情報発表時の基本的な呼びかけ事項（安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定、備蓄の確認など日頃からの地震の備えの再確認等）が整理されています。

上記の他、必要箇所の修正を行っています。